2　「内払金」とは、払渡側の指定された事業体の郵便送金業務の資金繰りを容易にするため、振出側の指定された事業体から払渡側の指定された事業体に部分的に支払われる前払金をいう。

3　「資金洗浄」とは、資金の違法な起源を隠匿し、若しくは偽装するため、又は犯罪活動に参加した者がその活動による法律上の責任を免れることを援助するため、犯罪活動又は当該活動への関与によって得られた資金であることを知りながら、団体又は個人によって行われる当該資金の交換又は移転をいう。洗浄される資金を得るための活動が他の加盟国又は第三国の領域において訴追の対象となる場合も、同様とする。

4　「分別管理」とは、利用者の資金を郵便送金業務の実施以外の目的に使うことを防止するため、利用者の資金を指定された事業体の資金から強制的に分離することをいう。

5　「清算機関」とは、多数者間の交換の枠組みにおいて、一の事業体から他の事業体へ提供される業務から生ずる相互の債務及び債権を取り扱う清算のための機関をいう。清算機関の役割は、決済銀行を通じて決済される事業体の間の取引を記帳し、及び決済に不備があった場合には必要な措置をとることである。

6　「清算」とは、関係者間で定期的な借記及び貸記を行うことで支払の回数を最小限に保つことを可能にする制度をいう。清算は、二者間の残高を確定する段階及びこれらの残高を合算することによって、関係する主体の借方又は貸方の持高に応じて一回限りの清算を行うために関係する全ての主体に対する各主体の総合的な持高を算出する段階の二の段階から成る。

7　「集中口座」とは、一の口座に統合された出所の異なる資金の集合をいう。

8　「決済用口座」とは、指定された事業体が二者間において相互に開設する郵便振替口座であって、当該口座を通じて相互の債務及び債権を決済するものをいう。

9　「犯罪活動」とは、自国の法令に定義する犯罪又は軽罪へのあらゆる種類の関与をいう。

10　「保証預託金」とは、指定された事業体の間における支払を保証するため、現金又は証券の形で預託される金額をいう。

11　「受取人」とは、差出人により郵便為替又は郵便振替の受益者に指定される自然人又は法人をいう。

12　「第三通貨」とは、二の通貨の間で交換ができない場合に、又は口座の清算若しくは決済のために、中間的に使用される通貨をいう。

13　「利用者についての相当の注意」とは、指定された事業体の一般的な義務であり、次の義務から成る。

13.1　利用者の本人確認

13.2　郵便送金指図の目的に関する情報の入手

13.3　郵便送金指図の監視

13.4　利用者に関する情報が最新のものであることの確認

13.5　権限のある当局への疑わしい取引の報告

14　「郵便送金指図に関する電子データ」とは、電子的手段によって一の指定された事業体から他の指定された事業体に送付されるデータ（郵便送金指図の実施、調査請求、住所の変更若しくは訂正又は払戻しに関するもの）であって、郵便送金指図又は郵便送金指図に関連する要求の状態の変更を示すものをいい、指定された事業体によって入力されるか指定された事業体の情報システムによって自動的に生成されるかを問わない。

15　「個人情報」とは、差出人又は受取人を特定するために必要な情報をいう。

16　「郵便情報」とは、郵便送金指図の送達及び追跡、統計並びに集中清算制度のために必要な情報をいう。

17　「電子データ交換（ＥＤＩ）」とは、連合のシステムと互換性のあるネットワーク及び標準様式を用いて行われるコンピュータの間における業務に関する情報の交換をいう。

18　「差出人」とは、指定された事業体に対し、連合の文書に従って郵便送金指図を実施するよう指示を与える自然人又は法人をいう。

19　「テロリストに対する資金供与」とは、テロリズムの行為、テロリスト及びテロリストの組織への資金供与をいう。

20　「利用者の資金」とは、差出人により現金で振出側の指定された事業体に払い込まれ、振出側の指定された事業体に開設された差出人の口座より払出登記され、又は他のあらゆる安全な送金手段により支払われる金額であって、この約定及びその施行規則に従い差出人が指定した受取人への払渡しを目的として、差出人により振出側の指定された事業体又は他の金融機関のため用意されたものをいう。

21　「代金引換為替」とは、代金引換郵便物の送達と引換えに行われる郵便送金指図を意味する業務上の用語をいう。

22　「振出通貨」とは、名宛国の通貨又は振り出された郵便送金指図の名宛国が認めている第三通貨をいう。

23　「振出側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、郵便送金指図を払渡側の指定された事業体に送達する指定された事業体をいう。

24　「払渡側の指定された事業体」とは、連合の文書に従い、名宛国において郵便送金指図の実施について責任を有する指定された事業体をいう。

25　「有効期間」とは、郵便送金指図を実施し、又は取り消すことができる期間をいう。

26　「業務が利用できる拠点」とは、利用者が郵便送金指図を預け入れ、又は受け取ることのできる物理的な又は仮想の場所をいう。

27　「手数料」とは、受取人への払渡しのために、振出側の指定された事業体が払渡側の指定された事業体に対し支払う義務を負う金額をいう。

28　「取消権」とは、払渡しの時まで又は払渡しが行われていない場合には有効期間の満了の時まで、差出人が自己の郵便送金指図（郵便為替又は郵便振替）を取り消すことのできる権利をいう。

29　「取引先リスク」とは、契約の一方の当事者が債務不履行となるリスクであって損失又は流動性リスクをもたらすものをいう。

30　「流動性リスク」とは、取引先又は決済制度への参加者が、所定の期日までに債務の全部を履行することが一時的にできなくなるリスクをいう。

31　「疑わしい取引の報告」とは、指定された事業体が、自国の法令及び連合の決議に基づいて疑わしい取引に関する情報を自国の権限のある当局に提供する義務をいう。

32　「追跡及び特定」とは、郵便送金指図の進捗状況を監視し、並びにその所在及び実施状況をいつでも特定できる制度をいう。

33　「料金」とは、差出人が、郵便送金業務のため、振出側の指定された事業体に支払う金額をいう。

34　「疑わしい取引」とは、資金洗浄又はテロリストに対する資金供与という犯罪に結び付く一回の又は繰り返し行われた郵便送金指図又は郵便送金指図に関する払戻しの請求をいう。

35　「利用者」とは、この約定に基づいて郵便送金業務を利用する差出人又は受取人である自然人又は法人をいう。